

松戸市教育委員会人権教育推進実施計画

[平成9年3月策定]

共通事項

次の各分野などについては、基本的人権の侵害事例が顕著に現れることに十分な配慮をするとともに、今後顕在化するであろう人権にかかる多くの諸問題についても柔軟な対応を図るものとする。

また、人権侵害の事例について十分な研究を行い、その再発防止のために最も有効な教育・啓発の方法を追求するものとする。

一方においては、憲法をはじめとして様々な人としての権利が成文化されていることにも改めて十分な配慮をし、人権教育推進実施計画を定める。

- 性差別の問題
- 子供の問題
- 高齢者の問題
- 障害者の問題
- 同和問題
- 外国籍市民の問題
- 特定疾病患者の問題

実施計画

- 1 人権教育推進体制及び啓発体制を整備する。
 - (1)教育委員会における人権教育の推進を図るため、人権教育に関する担当官を設置する。
 - (2)人権教育にかかる資料・情報等を収集し、関係機関に提供する。
 - (3)有効な啓発プログラムを開発する。
- 2 教育委員会職員並びに学校教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の教育・研修の推進を通し、職員の人権意識の高揚を図る。
 - (1)高い人権意識に裏付けられた行政運営のため、教育委員会職員に対する人権教育・研修を推進し、職員の人権意識の高揚を図る。
 - (2)高い人権意識に裏付けられた教育機関運営のため、教職員に対する人権教育・研修を推進し、教職員の人権意識の高揚を図る。
- 3 学校同和教育をはじめとする様々な人権に関する教育の推進を通し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。
 - (1)児童生徒への人権尊重の教育を推進するため、教職員の人権教育・研修を積極的に支援する。
 - (2)全教育活動を通して、児童生徒の発達段階に適応した人権尊重の教育を推進する。
 - (3)学校訪問等による、人権教育推進のための指導・助言を行う。
 - (4)児童生徒の発達段階に即した教材の研究を行う。
- 4 社会同和教育をはじめとする様々な人権問題の教育の推進を通し、市民の人権意識の高揚を図る。
 - (1)人権教育に関する指導者を積極的に養成する。
 - (2)あらゆる機会を捉えて、人権学習の機会を提供する。
 - (3)社会教育関係団体への啓発活動を行う。
 - (4)人権教育の推進のため、全ての社会教育機関の支援体制を構築する。
 - (5)社会啓発のためのリーフレット等の整備を図る。
- 5 各界の人権教育指導者を養成する。

市民各界に同和問題をはじめとする様々な人権問題の啓発指導者を養成する。